

中央環境審議会答申（令和 5 年 6 月）（概要 ※関係部分）

1 公共用水域への排水規制及び地下浸透規制等のあり方

(1) 排水基準の設定

【考え方】

有害物質の規制に係る排水基準については、原則として、人の健康の保護に関する環境基準値の 10 倍に設定されており、従来の考え方を踏襲し、六価クロム化合物についても、新しい環境基準 (0.02mg/L) の 10 倍値 (0.2mg/L) を排水基準とすることが適当。

※ 平成 30 年 9 月の内閣府食品安全委員会の答申（六価クロムの飲料水からのばく露に係る健康評価）を受けて、六価クロムの水道水質基準（令和 2 年 4 月）及び環境基準（令和 4 年 4 月）がそれぞれ見直された。

(2) 地下浸透基準の設定

【考え方】

これまで地下浸透基準値は、検定方法の定量範囲等を考慮し、地下水環境基準値の 10 分の 1 倍値又は検定方法の定量下限値に設定されてきた。六価クロム化合物の検定方法についても今回見直しを検討した結果、検定方法の定量下限値のうち最大のものが 0.01mg/L であることから、従来の考え方を踏襲し、地下浸透基準値は 0.01mg/L とすることが適当。

2 暫定排水基準

暫定排水基準については、一般に、工場等における現在の排水対策や排水処理技術では排水基準に対応できない場合において、工場等の排水濃度実態や適用可能な排水処理技術等についての評価を的確に行うとともに、現時点において現実的に対応が可能な排水濃度のレベルとして業種毎に定めることとされている。

具体的には、以下の業種について暫定排水基準を設定することが適当である。

・電気めっき業

暫定排水基準値：0.5mg/L

適用期間：3年間

(参考) 六価クロム化合物について

鉍物中などに天然に存在する重金属。主に表面処理剤や顔料、染料等に用いられる。人への健康影響については、動物実験の結果より、非発がん影響（十二指腸のびまん性上皮過形成や貧血等）、発がん影響があるとされている。